

在宅医療に取り組む医療機関等の募集について 【歯科医院版】

1. 趣旨・目的

熊本県では、地域包括ケアシステムの構築に向けて在宅医療の充実が求められる中、在宅医療を実施している病院・診療所・訪問看護ステーション・薬局・歯科診療所等を県民に対し広く周知するため、在宅医療に取り組んでいる医療機関の情報を取りまとめて、ホームページで掲載しております。

また、情報をいただいた医療機関等には、県が作成した在宅医療の相談窓口の目印になるオリジナルステッカーを配付し、診察室や待合室など目に触れやすい場所に掲示していただくことで、在宅医療の周知を図っていきます。



2. 応募条件

熊本県内に所在する歯科医院等で、医療法をはじめとする関係法令等に違反する行為を行っていないこと。

○在宅医療とは・・・通院が困難である患者に、医師をはじめとする医療従事者が定期的な訪問（訪問診療・訪問看護）および状態の変化に伴う訪問（往診等）を行いながら、自宅・介護保険施設などで医療を行うこと

各ステージに応じて医師や訪問看護師など様々な関係者の役割分担のもとで適切なサポートを受ける必要があります。

退院支援

入院医療機関と在宅医療にかかる関係機関の協働による退院支援の実施

日常の療養支援

・多職種協働による患者や家族の生活を支える観点から医療の提供
・緩和ケアの提供
・日常生活の支援
・家族への支援
・リハビリテーション

看取り

住み慣れた自宅や介護保険施設等での患者が望む場所での看取りの実施

急変時の対応

在宅療養患者の病状の急変時における緊急往診体制および入院病床の確保

3. 募集期間

随時、募集を行っています。

4. 応募方法

応募する医療機関等は、別紙「申請書」又は熊本県認知症施策・地域ケア推進課のホームページから「申請書」をダウンロードして御記入いただき、認知症施策・地域ケア推進課に郵送・メール又はFAXにて御提出ください。

5. 応募された医療機関等について

○申請書に記入いただいた在宅医療に関する情報を熊本県のホームページで公表します。

○熊本県より配付するステッカーを使用することができます。

6. ステッカー配付までの流れ

- (1) 医療機関等より申請書を郵送またはメールかFAXにて熊本県まで提出
↓
- (2) 熊本県より申請内容の確認後、ホームページにて登録情報を掲載
↓
- (3) 登録いただいた医療機関等へステッカーを配付



【申請・問い合わせ先】

熊本県健康福祉部長寿社会局

認知症施策・地域ケア推進課 地域ケア推進班

住 所：〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電 話：096-333-2211

FAX：096-384-5052

E-mail：ninchishouke@pref.kumamoto.lg.jp